



広報さかえ

ドラムの手帳 号外

市町村合併特集号

市町村合併 を考える[10]

2003年(平成15年)

11. 1 [土]

栄町 総務企画事業部企画政策室

〒270-1592

千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番

電話番号：0476(95)1111

成田市の基本姿勢が示される

成田市では、九月五日に成田市議会が開催され、その冒頭において成田市長より、成田市としての「市町村合併に関する基本的な考え方」について報告されました。

その結果を受け九月二六日に成田市助役が本町に来庁し、左記のとおり書面により成田市としての意向を示しておりますので、全文を掲載し報告いたします。

「市町村合併に関する基本的な考え方」

市町村合併議論の必要性及び背景

市町村合併議論の必要性及び背景としては、分権型社会への対応や行財政基盤の強化、日常生活圏の拡大産業の振興、社会基盤の整備などが挙げられます。

また、成田市においては、地域間競争の時代を迎え、国際空港都市としての「格」の向上、一体的な騒音対策や土地利用策、空港及び周辺地域の潜在力の活用、交通網の整備などの課題への対応の観点からも合併議論の展開が考えられます。

市町村合併については、避けては通れない大変重要な行政課題の一つであると認識をしております。

枠組み

市町村合併を考えるとき、まずは、日常生活圏の一体性が挙げられ、また、航空機による騒音対策等の共通する行政課題もあり、空港と地域が共存する以上、空港圏との結びつきも考えられます。

この中で、成田市に隣接する「生活圏」と「空港圏」の合致する地域であります成田市・富里市・下総町・大栄町・多古町・芝山町の2市4町を現時点で最大の枠組みと考えるものであります。

なお、枠組み内の合併協議の方式につきましては、関係市町との協議の進展や市民・議会の意向等によりますが、

個別協議の場を設定することなども検討してまいりたいと存じます。

合併方式

「新設合併」と「編入合併」の二つの方式がありますが、周辺市町と財政状況や行政サービスの状況を比較しますと大きな格差があり、一般的に言われております市町村合併の必然性は周辺市町と比べて高いものとは言えない状況にあります。

このような中で、成田市にとりましては「編入合併」は、合併議論を進める上での前提条件という考え方であります。

取り組みスケジュール

将来に禍根を残さないよう、また、地域の特性であります空港と地域の共生の観点から地域の将来を見据え、合併特例法の期限を可能な限り視野に入れながら、合併議論を展開すべく最大限努力していくことが、成田地域の中心都市としての立場から望ましいものと考えております。

市民の意向集約の方法

市民への的確な情報提供に努めるとともに、きめ細かなタウンミーティングの開催や市民アンケートなどを実施し、市民の意向集約に努めてまいりたいと存じます。

平成一五年九月五日

成田市議会合併協議会で示された、栄町を含む2市5町の枠組みは、将来的なまちづくりを見据えて示したものであり、現時点における最大の枠組みは2市4町とするとしております。理由としては、栄町は「空港圏」には属さないことからです。

「空港圏」は成田市が示す「空港圏」とは、騒音区域に指定されている地域を指しています。

合併協議に向けて

成田市としての基本方針は示されましたが、新聞報道等でもありましたように、成田市としては「合併の方式は編入合併とするが、枠組みを決定したものではなく、現時点における現実的な最大の枠組みを示したものの。」とし、「特例市を視野に、2市4町を機軸として推進する」としています。

町といたしましては、この結果を受けたものの、市町村合併に関する一切の協議を凍結することは考えてはおりません。市町村合併に関する議論は最大の課題であり、継続して慎重に対処していくことが必要と認識しております。

◇ 栄町としての取組方針

市町村合併は、合併することが目的ではなく、将来を見据えたまちづくりのための手段です。町の将来あるべき姿を見据えて、判断できる材料を住民の皆さんに示し、「住民・議会・行政」が一体となって進める必要があります。現時点においても合併議論の相手方としては、今までの経緯も踏まえ成田地域としていくことが適切であると考えておりますが、平成一五年九月五日に成田市における「市町村合併に関する基本的な考え方」が示されたことにより、合併特例法の失効期限（平成17年3月末）内における栄町の合併については、法定の協議基盤である「合併協議会」の設置、具体的協議等に相当の期間を要することなどが予測されることから、現状においては事実上困難といわざるを得ません。

しかしながら、市町村合併議論は本町においても最重要課題であり、町民の皆さんに行政としての説明責任を果たす必要があります。そのため、町

といたしましては、今までも申し上げてまいりましたが、次に掲げる基本方針に基づき、一切の合併に関する協議・検討を開きすることなく、引続き議論の場が確保できるよう努めてまいります。

《基本方針》

■ 合併特例法の規定による財政支援措置は、合併特例債の発行が認められるものであり、魅力の一つではありませんが、合併特例債等の支援措置のみを視野に入れた合併はすべきでないと考えます。

■ 合併は行政が一方的に判断するものではなく、主体はあくまで住民の皆さんであり、合併した場合、しなかった場合の町の姿を示し、合併の是非を判断するための情報提供を適切に行い、「住民・議会・行政」が一体となって判断していくことが必要です。

■ 合併は、それ自体が目的ではなく、まちづくりの手段の一つです。合併によって行なわれるまちづくりが、住民の皆さんにとってメリットになる必要があります。

■ 協議の結果、栄町の将来にとって良いまちづくりができるのであれば、合併方式《編入・新設》にこだわるものではありません。将来的な枠組みとして成田市が示している「2市5町」のパターンを見据え、合併特例法の失効期限にこだわることなく、協議を継続できる場の確保のため最大限努力する。

この基本方針に基づき、栄町の将来にとって最良の選択ができるよう最大限努力し、町民の皆さんへの適切な情報をお示ししてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《コメント》

基本方針の内容についての主旨をコメントします。

合併特例債は、いわゆる借入金です。そのため、各自治体の借入残高に、新たな借入金を上乗せすることになりますので、安易に箱物といわれる公共施設などに多額の投資をするなどはせず、必要最低限度の範囲にとどめる必要があるということです。

合併は、最終的に議会の議決が必要となります。そのため、合併の是非を判断するためには、正しい適切な情報を共有し、町全体が一体となって考えていかなければ、正しい選択ができないということです。

合併によって、新たに「まちづくり」に関する計画を立てることになります《市町村建設計画》。つまり、今町が計画している、或いは今実施している事業や行政サービスが必ず合併後も実施されるとは限りません。そのため、新しい「まちづくり」の計画の中で、栄町がどのように位置付き、どのような「まちづくり」がされるのかなど、十分に議論された結果、現在の栄町及び住民の皆さんにとって、より良いまちづくりとなるかどうかが重要です。このことから、単に合併ありきではなく、将来のまちづくりを見据えて合併の「是非」を判断する必要があるということです。